

CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

CONTENTS

- 1 海外不動産取得促進のための過半数議決権保有制限の緩和
- 2 損失の処理(無償減資)制度の導入
- 3 役員会の事前同意制度の導入
- 4 その他の制度の見直し

投資法人法制の平成 25 年改正による実務への影響②

弁護士 小林 穰 | 弁護士 谷本大輔

本ニュースレターでは、前号のニュースレターに続き、平成 25 年の投資信託及び投資法人に関する法律(投信法)の改正による投資法人法制の見直しのうち、投資法人の運営実務に与える影響が大きいと思われる、①海外不動産取得促進のための過半数議決権保有制限の緩和、②損失の処理(無償減資)制度の導入、③役員会の事前同意制度の導入及び④その他の制度の見直しについて概観することとしたい。

1. 海外不動産取得促進のための過半数議決権保有制限の緩和

(1)改正の概要

投信法上、投資法人が海外に所在する現物不動産を特定資産として取得すること自体は禁止されていないが、海外に所在する不動産に直接投資を行うことは、外国資本による不動産投資の制限といった各国の法規制等との関係で障害がある。一方で、改正前の投信法上は、会社の株式の議決権の過半数を保有することが禁止されており(過半数議決権保有制限)、海外に設立した特別目的会社に不動産を保有させ、投資法人がこの特別目的会社の株式を保有するといった仕組みを採用することもできず、投資法人による海外不動産への投資の促進が阻害されているとの指摘があった。

改正投信法では、海外不動産が所在する国の法令の規定その他の制限によって、その取得・貸借等の取引をすることができないものとして政令で定める場合には、過半数議決権保有制限の例外を認めることとされた。

(2)株式の議決権の過半数を取得することができる法人

いかなる場合に海外不動産が所在する国の法令の規定その他の制限によって、その取得・貸借等の取引をすることができない場合とされるかは今後制定される政令に委ねられているが、例えば、法令上は不可能ではないものの、実務的な観点から直接投資が現実的とはいえない場合等も想定されることから、投資法人による株式保有を通じた海外不動産の取得が今後どの程度促進されるかが注目される。

なお、租税特別措置法は、投資法人が分配する利益等を税務上損金として算入するための要件(導管性要件)の一つとして、他の法人の株式又は出資の50%以上を保有していないことを要求していたため、投信法において、他の法人の株式の過半数議決権の保有が例外的に可能とされ

た場合であっても、過半数議決権を保有することで導管性要件を充足することができなくなるという問題があった。

この点に関しては、平成25年の税制改正により、投資法人に代わって海外不動産の取得等の取引を行うことを目的とするものとして財務省令で定める法人について、その発行済株式又は出資の50%以上を保有する一定の場合について導管性要件を充足することを可能とするための租税特別措置法の改正が行われている。

2. 損失の処理(無償減資)制度の導入

投資法人は、税務上の導管性要件を充足するために、毎期の利益の大半を分配し、利益の内部留保を行っていないのが通常である。このため、保有不動産の減損の発生等により、一度多額の損失を計上した場合、その後の利益により当該損失を解消するためには長期間を要することとなる。多額の繰越損失が存在していると、手元資金を投資主に分配しようとしても、かかる金銭の分配は利益超過分配に該当することとなり、投資主への分配に際して実務的な支障が発生するほか、税務所得と会計上の利益の不一致により、法人税課税が生じる点が問題として指摘されていた。

今般の改正では、貸借対照表上の出資総額等の合計額が純資産額を超える場合において、出資総額等から純資産額を控除して得た額を「損失」と定義し、この損失を金銭の分配に係る計算書において、出資総額等から控除することにより処理することが可能とされた。

このような損失の処理(無償減資)は、金銭の分配に係る計算書に基づいて行われるため、当該計算書についての役員会の承認決議により決定され、投資主が手続に関与することは通常想定されない。また、投資法人による損失の処理(無償減資)に際して、株式会社の資本金の減少や準備金の減少について要求されているような債権者保護手続は要求されていない。

3. 役員会の事前同意制度の導入

投資法人は、その資産の運用に係る業務を資産運用会社に全面的に委託しなければならないものとされており、委託先である資産運用会社は、原則として運用資産に係る取引について広範な裁量を有する。このため、資産運用会社の親会社等のスポンサー企業が、投資対象物件の供給等の局面において投資法人の運営に重大な影響力を有する中で、投資主の利益を害する取引を必ずしも抑止できていないおそれがあるとの指摘があった。

今般の改正では、投資法人とその資産運用会社の利害関係人等との間で、不動産の取得・譲渡・貸借等の取引が行われることとなる場合には、資産運用会社は、あらかじめ、投資法人の同意を取得しなければならず、投資法人が同意を与えるにあたっては、投資法人の役員会の承認を受けなければならない旨が規定された。

もともと、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微であると認められる取引を事前同意の対象とする必要性は乏しいことから、事前同意の取得を必要としない軽微な取引を内閣府令において定めることとされた。

4. その他の制度の見直し

(1)簡易合併要件の見直し

改正前の投信法では、投資法人間の吸収合併について、消滅投資法人の投資主に投資口を割り当てた後の投資口の数が、存続投資法人の発行可能投資口総口数以下であれば、存続投資法人の投資主総会の決議は不要とされていた(簡易合併)。その結果、消滅投資法人の規模や

存続投資法人の財務等への影響の程度にかかわらず簡易合併によることができるため、存続投資法人の投資主の利益が害されるおそれがあるとの指摘があった。これを踏まえて、今般の改正では、投資法人の簡易合併について、従前の要件に代えて、存続投資法人が消滅投資法人の投資主に対して交付する投資口の総口数が発行済投資口の総口数の5分の1を超えないことを要件とすることとされた。

(2) 投資主総会開催日の2か月前公告規制の緩和

これまで、投資法人が投資主総会を招集するためには常に2か月前までに公告を行うことが必要とされてきたが、かかる規制により投資法人の機動的な運営が阻害されるおそれがあると指摘されていた。

今般の改正により、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合には、当該規約の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25月を経過する前に開催される投資主総会(当該規約の定めによらずに臨時に開催されるものも含む。)について、2か月前の招集公告が不要とされた。

ここで、「一定の日」は、必ずしも1回限りではなく、(例えば、2年程度の間隔で)定期的に定めることも可能であり、例えば、規約において「一定の日」として「西暦偶数年6月の第3月曜日」と規定しておけば、約2年ごとに開催される全ての投資主総会について2か月前招集公告を不要とすることも可能である。

なお、このように2か月前招集公告を不要とするためには、規約変更手続が必要であることから、前号で概説した自己投資口の取得を可能とするための規約の定め創設等と併せて、改正投信法の施行に先立って、投資主総会決議による規約変更を行っておくという対応も考えられよう。

(3) 役員任期の合理化

これまでは投資法人の執行役員の任期は2年を超えることができないものとされていたが、上記のように、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合には、投資主総会の決議によって、執行役員の任期を、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとすることが可能とされた。また、監督役員の任期についても、執行役員の任期に関する改正に準じて、4年を超えることを認めるための改正が行われた。

これは、例えば2年に1度、6月末頃に投資主総会を開催しようとしても、執行役員の任期が2年を「超えることができない」とされているため、例えば毎回一定の曜日に開催しようすると、常に前回の投資主総会の開催日より早い日付で開催しなければならず、徐々に開催日が繰り上がっていかざるを得ないという問題意識に対応したものである。

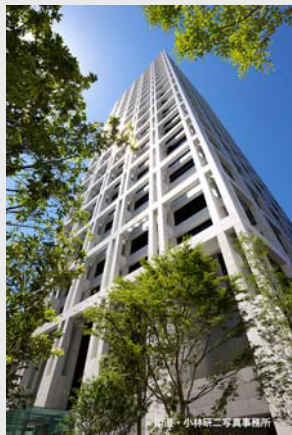
なお、執行役員の選任時には、次の投資主総会の開催日が2年経過後になるかどうかは確定していないことが多いと考えられるが、実務上の対応として、例えば、上記の任期に関する投資主総会決議を選任決議と併せて行っておき、その後2年が経過するよりも前に投資主総会を開催することとなる場合は、執行役員から任期満了前の退任に係る同意を取得して改選手続を行うという対応も考えられよう。

□ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の小林穰(minoru.kobayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

□ Capital Markets Legal Update
担当パートナー： 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

□ 本ニュースレターのバックナンバーは、
<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>にてご覧いただけます。



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>